格式からみた国の等級

仁藤敦史

Country Grade in Terms of Legislation and Protocol

NITO Atsushi

はじめに

●令文と『延喜式』の規定

②「弘仁格」と「貞観格」

● 様・目・史生定員と国の等級区分

❹「大国」の分類

6「上国」の分類

●「中国」の分類

おわりに

[論文要旨]

七国二嶋となっている。書かれている。その内訳は、大国が十三国、上国が三十五国、中国が十一国、下国が喜式』民部上のいわゆる「国郡表」に合計六十六国二嶋について、その具体的等級が存成。民部上の国については、養老令に大国・上国・中国・下国の四等級が規定され、『延

古くは漠然と、奈良・平安時代を通じて「国郡表」の等級は基本的に変化しなかっ古くは漠然と、奈良・平安時代を通じて「国郡表」の等級は基本的に変化しなから、上国(甲)(乙)論に代正税帳を用いた個別の諸国研究も深化した。しかしながら、上国(甲)(乙)論に代正税帳を用いた個別の諸国研究も深化した。しかしながら、上国(甲)(乙)論に代正税帳を用いた個別の諸国研究も深化した。しかしながら、上国(甲)(乙)論に代正税帳を用いた個別の諸国研究も深化した。しかしながら、上国(甲)(乙)論に代正税帳を用いた個別の諸国研究も深化しながら、正確な制度的変遷は追いにくい。するに、実態としての国司定員の名称と定員の変遷とされていない。

宝令から『延喜式』に到る変遷を考察し、「国郡表」に見える国の等級に対応した国そこで本稿では、史生を含む国司定員について格式による法制度的検討により、大

司四等官および史生の定員規定の細分化を試みたい

【キーワード】令制国、延喜式、史生、等級【キーワード】令制国、延喜式、史生、等級と問定するならば、かなり厳密に運用され、法令間に緊密な関連性をもっていた。とが指摘できる。大国と中国には、それぞれ准大国と准中国、准大国と准下国という「准国」がは、史生定員に限れば逆転現象も生じていた。本来は国の負担能力などを基準に定められた等級に対して、国司の定員という国の格式による要素が加味されて複雑な運用となったことが想定される。

247